

(1) 水道法適用の水道の区分 (平成13年7月の改正水道法)

図1 参照

- 水道事業
- 上水道事業 計画給水人口 5,001人以上
 - 簡易水道事業 計画給水人口 101~5000人
 - 専用水道

- ・100人を越える者にその居住に必要な水を供給するもの
- ・水道施設の1日最大給水量が 20m^3 を越えるもの
- ・口径25mm以上の導管の全長が1500mを越える
又は水槽の有効容量の合計が 100m^3 を越えるもの

貯水槽水道

簡易専用水道

- ・水道事業から水の供給を受ける貯水槽の有効容量が 10m^3 を越える給水設備…水道法による規制

小規模貯水槽水道

- ・施設の規模は有効容量が 10m^3 以下

…条例・要領による規制・指導

(2) 飲料水の検査 表1 参照

水道水 (専用水道を除く) を原水とする給水設備

…水質検査 毎学年1回定期 (10項目)

施設検査 毎学年1回定期 表2 参照

※高置水槽がある場合は、その系統ごとに給水栓水の水質検査を行う。

専用水道及び専用水道に該当しない井戸水等

…色、濁り及び消毒の残留効果 1日1回以上

水質検査 毎月1回 (10項目)、毎学年定期 (全50項目)

原水の水質検査 毎学年定期 (9項目)

(3) 冷水器等の日常点検

冷水器等、飲料水を貯留する給水器具から供給される水についての日常点検が追加された。

表 1 検査回数及び検査項目

検査項目	基準値	学校環境衛生の基準					備考	
		①水道水 毎年1回 定期※1	②水道水以外の (井戸水等)※2		③専用水道 ※2			日常点検 ※3
			定期	定期	定期	定期		
		毎月1回	毎年1回	毎年1回	毎月1回			
(遊離) 残留塩素	0.1mg/ℓ 以上	◎	◎	◎	◎	◎		
1 一般細菌	100個/ℓ 以下	◎	◎	◎	◎	◎	細菌	
2 大腸菌	不検出	◎	◎	◎	◎	◎		
3 カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下			◎	◎			
4 水銀	0.0005 "			◎	◎		無機物・ 重金属	
5 セレン	0.01 "			◎	◎			
6 鉛	0.01 "			◎	◎			
7 ヒ素	0.01 "			◎	◎			
8 六価クロム化合物	0.05 "			◎	◎			
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 "			◎	◎			
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 "			▲	▲			
11 フッ素及びその化合物	0.8 "			▲	▲			
12 ホウ素	1 "			▲	▲			
13 四塩化炭素	0.002 "			▲	▲			
14 1,4-ジオキサン	0.05 "			▲	▲			
15 1,1-ジクロロエチレン	0.02 "			▲	▲			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 "			▲	▲			
17 ジクロロメタン	0.02 "			▲	▲			
18 テトラクロロエチレン	0.01 "			▲	▲			
19 トリクロロエチレン	0.03 "			▲	▲			
20 ベンゼン	0.01 "			▲	▲			
21 クロロ酢酸	0.02 "			◎	◎			
22 クロロホルム	0.06 "			◎	◎			
23 ジクロロ酢酸	0.04 "			◎	◎			
24 ジブロモクロロメタン	0.1 "			◎	◎			
25 臭素酸	0.01 "			◎	◎			
26 総トリハロメタン	0.1 "			◎	◎			
27 トリクロロ酢酸	0.2 "			◎	◎			
28 ブロモジクロロメタン	0.03 "			◎	◎			
29 ブロモホルム	0.09 "			◎	◎			
30 ホルムアルデヒド	0.08 "			◎	◎			
31 亜鉛及びその化合物	1 "			◎	◎			
32 アルミニウム	0.2 "			◎	◎			
33 鉄	0.3 "			◎	◎			
34 銅	1 "			◎	◎			
35 ナトリウム	200 "			◎☆	◎			
36 マンガン	0.05 "			◎	◎			
37 塩化物イオン	200 "	◎	◎	◎	◎	◎		
38 カルシウム、マグネシウム等	300 "			◎☆	◎			
39 蒸発残留物	500 "			◎☆	◎			
40 陰イオン界面活性剤	0.2 "			◎☆	◎			
41 ジェオスミン	0.00001 "			◎	◎			
42 2-メチルイソボルネオール	0.00001 "			◎	◎			
43 非イオン界面活性剤	0.02 "			◎☆	◎			
44 フェノール類	0.005 "			◎☆	◎			
45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 "	◎	◎	◎	◎	◎		
46 pH値	5.8~8.6 "	◎	◎	◎	◎	◎		
47 味	異常でない	◎	◎	◎	◎	◎		
48 臭気	"	◎	◎	◎	◎	◎		
49 色度	5 度	◎	◎	◎	◎	◎		
50 濁度	2 度	◎	◎	◎	◎	◎		

◎必ず測定する項目

▲周辺の水質検査結果から判断して必要となる事項

☆一定の場合は浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採水する事ができる

※1 高置水槽がある場合は、その系統ごとに行う

※2 原水も毎年1回定期に行う。項目は毎月1回定期の項目と同じ

※3 冷却器等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水も給水栓水で行う

表 2

		判 定	
		適	不適
1. 水質検査			
表 簿 書 類	①水質検査は定期的（水道水は1回/年、井戸水等及び専用水道は1回/月、1回/年）に行い、水質基準に適合しているか 「表1 参照」		
	②不適合の場合再検査を行い適切に維持管理を行っているか		
	③給水栓末端（冷水器等も含む）で遊離残留塩素・色・濁り・臭気・味の測定を毎日行っているか		
2. 施設・設備		適	不適
④貯水槽は1回/年以上掃除しているか			
受 水 槽	⑤水槽にひび割れがないか		
	⑥外部から汚水等に汚染されていないか		
	⑦水槽内に異物等はないか		
	⑧マンホールの施錠は完全か		
	⑨オーバーフロー管、通気管の防虫網は破損していないか		
高 置 水 槽	⑩水槽にひび割れがないか		
	⑪外部から汚水等に汚染されていないか		
	⑫水槽内に異物等はないか		
	⑬マンホールの施錠は完全か		
消 毒 設 備	⑭水道水以外の井戸水等を給水源とする場合、塩素消毒設備が設置してあり、その機能は適切に維持されているか		
	⑮消毒薬の保管は適切か		
表 簿 書 類	⑯施設・設備の検査は定期的（水道水は1回/年、井戸水等2回/年）に行い、基準に適合しているか		
	⑰不適合の場合適切な措置を講じているか		
	⑱給水設備の図面、貯水槽清掃作業報告書等の保管は適切か		

採水時のポイント

- a. 採水は、しばらく放水し、溜まっていた配管内の水を排出し、採水する。
- b. 校内の受水槽が複数ある等給水系統が異なる場合には、それぞれの給水系統別に各末端の給水栓から採水する。
- c. 容器は十分に洗浄し、検水では共洗いしてから採水する。細菌用の容器は、チオ硫酸ナトリウム0.02~0.05gを入れて滅菌したものを使い、採水の際には無菌的に操作し、共洗しない。
- d. 採水現場で検査しない場合、試料は、アイスボックス等に入れて保冷し、速やかに運搬する。

貯水槽水道

設置者の義務

1. 水槽（受水槽・高置水槽）の掃除
 - ・年1回定期的に
2. 水槽（受水槽・高置水槽）の点検
 - ・水が有害物や汚水等によって汚染されることのないように、定期的に（月1回程度）点検を行う。
 - ・その他、地震、凍結、大雨などがあったときも速やかに行う。
 - ・点検等により欠陥を発見したときは、速やかに改善措置を行う。
3. 水質検査の実施
 - ・給水栓（蛇口）での水質検査を定期的に（1日1回程度）行う。
 - ・異常があったときには、保健所等の専門機関に依頼して、必要な項目の検査を行って安全性を確認。
4. 給水停止及び利用者への周知
 - ・給水する水が人の健康を害する恐れがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、その水を飲まないよう、利用者及び利用する可能性のある人に知らせなければならない。
5. 書類の整理
 - ・設備の配置、系統を明らかにした図面・・・・・・・・・・永久保存
 - ・受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面・・・・永久保存
 - ・水槽の掃除の記録、水質検査の記録等の帳簿類・・・・・・3年保存

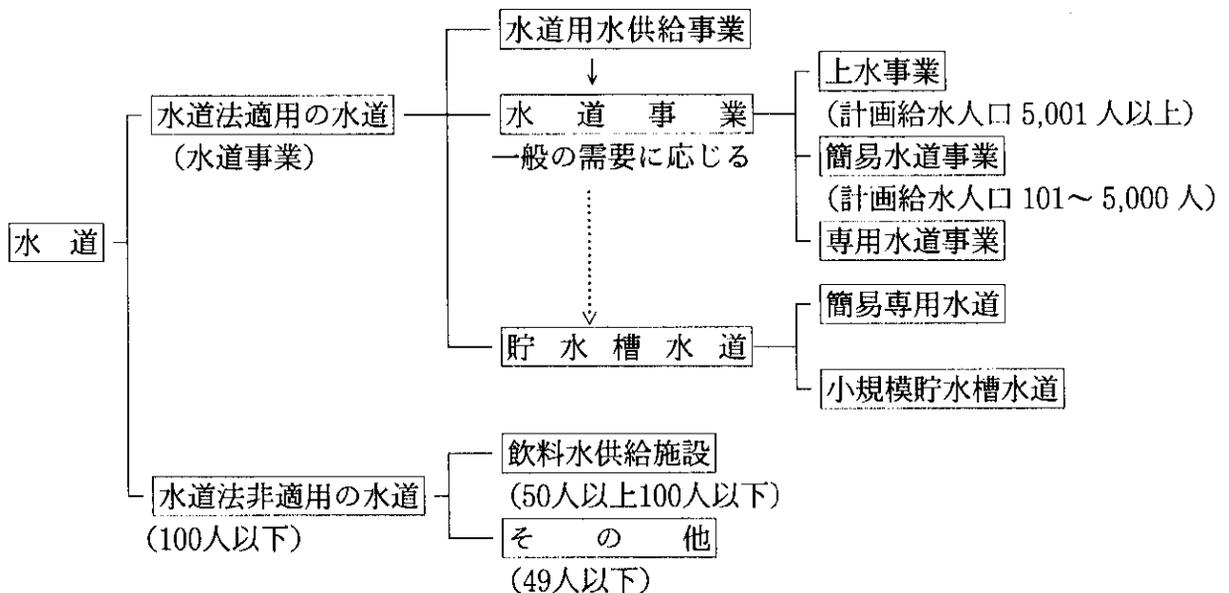
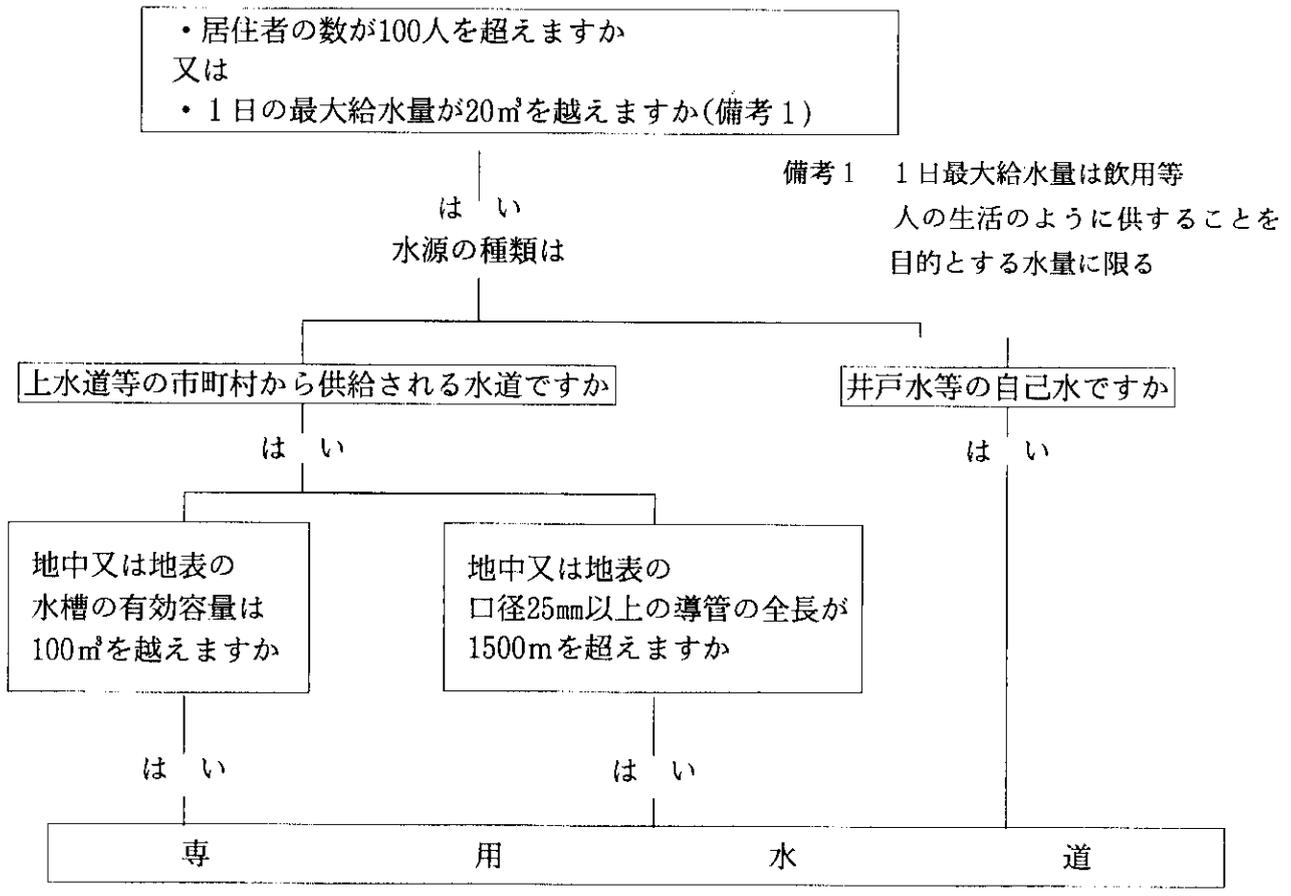


図1 水道の種類



※専用水道(建設省告示第1597号(S50)受水槽の6面点検に該当する場合をのぞく)

図2 専用水道に該当するかどうか確認するために